

大台共生園通所介護事業所重要事項説明書

1. 大台共生園デイサービスが提供するサービスについての相談窓口

電話 0598-84-6521 (午前8時30分～午後5時30分まで)

担当 生活相談員 水本貴之 中村峰子

2. 大台共生園デイサービスの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	大台共生園通所介護事業所
所在地	多気郡大台町千代997
介護保険指定番号	通所介護事業所 (三重県 第2472700190号)
サービスを提供する対象地域	大台町・多気町・大紀町・度会町・玉城町・松阪市の各地区のおおむね片道15分程度で送迎できる区域

*上記地域以外の方でもご希望の方はご遠慮なくご相談ください。

(2) 同デイサービスの職員体制

	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	業務内容	計
管理者		1名			管理	1名
生活相談員		2名			対人援助	2名
看護師・機能訓練指導員		1名		2名	生活リハビリ	3名
介護職員		2名	4名		介護	6名
事務職員				1名	請求	1名
運転手			2名		送迎	2名

(3) 同センターの設備の概要

定員	19名	静養室	1室 ベッド1床
食堂、機能訓練室	2室 136.5㎡	相談室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	送迎車	9台

(4) 営業日及び営業時間

月・火・水・木・金・土	午前8時30分～午後5時30分 (週6日)
日曜日	定休日

*休業日 : 1月1日から3日

(但し、場合により管理者の判断で1月3日を営業日とすることがあります。)

*連絡先 : 電話0598-84-6521

(5) サービス提供時間(介護予防サービスには提供時間の規定はありません)

午前9時30分から午後4時30分まで

(6) 延長サービス提供時間(介護予防サービスは延長できません)

午前8時30分から午後7時30分。(最長で11時間)

対応する職員の人数等は、通常提供される通所介護の職員配置と異なります。

3. サービス内容

(1) 送迎

送迎車にてご自宅玄関までご利用者の状態に応じて（玄関施錠確認、移乗・移動介助、乗降介助、車椅子介助）介助をいたします。但し、延長サービスを利用される場合は、原則として家族送迎となります。

(2) 健康チェック

入浴前に体温・脈拍・血圧の測定をして、健康状態を確認いたします。

(3) 食事

昼食後、口腔ケア（義歯の洗浄等）の介助をいたします。

(4) 入浴

ご利用者の状態に応じた入浴方法（一般浴・機械浴槽）で入浴していただけます。（状態に応じ清拭等を行います。）

(5) 機能訓練

日常生活に基づき、生活に必要な機能の訓練を行います。またリハビリコーナーには、何種類かのリハビリ機器を設置し、状態に応じてご利用いただけます。

(6) レクリエーション

ご利用者のご希望によりレクリエーション等に参加していただけます。

(7) 余暇活動

カラオケ等で自由に過ごしていただけます。

(8) 生活相談等

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、生活支援を行います。

※入浴は、原則として介護サービスのみの提供となります。

4. 料金

(1) 利用料金

① 通所介護利用料（通常規模型通所介護）

A. 介護サービスの場合。一回当たり料金

7～8時間未満	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度1	¥658	¥1,316	¥1,974
要介護度2	¥777	¥1,540	¥2,331
要介護度3	¥900	¥1,800	¥2,700
要介護度4	¥1,023	¥2,046	¥3,069
要介護度5	¥1,148	¥2,296	¥3,444

B. 介護予防・日常生活支援総合事業の場合。一ヶ月料金

	1割負担	2割負担	3割負担
通所型サービス1	¥1,798	¥3,596	¥5,394
通所型サービス2	¥3,621	¥7,242	¥10,863

② 各種加算

A. 介護サービスの場合。

	1 割負担	2 割負担	3 割負担
延長(10 時間未満)	¥50	¥100	¥150
延長(11 時間未満)	¥100	¥200	¥300
延長(11 時間)	¥150	¥300	¥450
入浴加算	¥40	¥80	¥120

③ 処遇改善加算(通所介護・通所型サービスとも)

介護職員等処遇改善加算Ⅲ	上記①と②の合計 × 0.08 円
--------------	-------------------

④ 昼食材料費

1 食あたり ¥600 (全額自己負担) ※15 時のおやつ代を含みます。

⑤ サービス提供地域外の送迎料

サービス提供地域を越えた地点から、1 km につき ¥30

⑥ その他

おむつは原則としてご持参いただきますが、不足の際は料金がかかります。
特別な希望により準備するレクリエーション費用に関しては実費となります。

- ・ 紙パンツ : 70 円 (実費相当)
- ・ 尿キャッチ : 20 円 (実費相当)
- ・ 尿取りパット : 20 円 (実費相当)
- ・ レクリエーション費用 : 個別の物に限り実費

(2) キャンセル料

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料を頂戴いたします。

① ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日午前 8 時 30 分までにご連絡がなかった場合	当日利用料の 10 % (自己負担相当額)

(3) 支払方法

毎月、10 日以降に前月分の請求を発行いたしますので、20 日までにお支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、事務所窓口支払いまたは口座自動引き落とし(多気郡農協)の中からご契約の際に選べます。なお、引き落とし手数料はご利用者負担とさせていただきます。(多気郡農協 ¥86)

5. 健康診断書

医療的に身体状況の把握が必要と思われる場合は、健康診断書もしくは主治医の医療情報提供書を提示していただく場合があります。

6. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、担当の居宅介護支援事業所にお申し込みください。居宅介護支援事業所より当事業所に申込がされます。居宅サービス計画に基づいて、利用申込者と当事業所との間で通所介護の契約を取り交わし、その上でご利用予定を登録いただきます。

(2) サービスのキャンセル

利用日当日の午前8時30分までにご連絡ください。

(3) サービスの終了

① ご利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者が介護保険施設に入所された場合
- ・ ご利用者が死亡された場合

※利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）認定された場合、解約にはなりません、再度介護(支援)認定を受けるまでサービスは利用できません。予約も一旦キャンセルとなります。

④ その他

- ・ 事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ ご利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7日以内に支払われない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはご利用者やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者、または他のご利用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

7. 当デイサービスの特徴等

(1) 運営方針

ご利用者の意思および人格を尊重し、ご利用者の立場に立った上で、ご利用者がその人らしい生活を送られるように心身状況やそのおかれている環境等に応じて援助します。

福祉サービス及び保険医療サービス、施設等多様なサービス事業所の連携を得て、総合かつ効果的に介護が提供されるよう配慮し、在宅介護複合施設大台共生園と一体的に運営します。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
同性による介助の提供	△	ご相談に応じます
時間延長の可否	○	ご相談に応じます
職員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
その他：事故防止委員会にてリスクマネジメントの推進を図っています。		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

・送迎時間の連絡

お迎えは 時～ 時、送りは 時～ 時の間になります。

その日のご利用状況により配車が変わりますので、この間は原則としてどなたかお待ちください。お見えでない場合は事前に教えてください。この時間内で送迎が出来ない場合はその都度ご連絡をさせていただきます。

・体調の確認と体調不良等によるサービスの中止・変更

デイサービスにお越しいただいた際に簡単な健康チェックを行います。健康チェックの結果により、利用中止になる場合がありますのでご了承ください。また、ご自宅でもデイサービスに出る前の体調確認をお願いします。

・時間変更

サービスご利用中に急遽の都合で時間を短縮する場合は、予定通りの提供時間で料金が発生します。事前に分かっている提供時間の変更は、サービス提供票の差し替えが必要となりますのでご担当のケアマネにご確認ください。

・設備、器具の利用

設備や器具は、本来の目的に沿ってご利用ください。目的に沿わないご利用により設備や器具が破損した場合、修理費用が発生する場合があります。

8. 秘密保持、個人情報保護

事業所は、入居者やその関係者の方のプライバシー保護に努めます。また、取り扱う個人情報に当たっては法人の個人情報保護方針により適切に管理します。

①当事業所及び当事業所が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た入居者及

び、その家族に関する秘密や個人情報をその目的の範囲内において利用する事とし、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務、保護義務は契約終了後も同様です。

- ②利用目的以外に個人情報を利用する場合は、原則としてその都度口頭で同意確認をします。

ただし、その都度確認する事が望ましくない事については、事前に包括的に確認を取らせていただきます。

- ③身元引受人から、事業所が直接本人に同意を取る事が難しい関係者の方の情報を提供していただく際には、身元引受人より関係者ご本人に説明のご協力をお願いします。

- ④お電話による個人情報やプライバシー情報の照会はいたしかねる場合がありますので、ご理解ください。場合によっては連絡先を伺い、事前の登録を確認の上で事業所からの折り返しで回答させていただく事もあります。

☆その都度同意をいただく事が望ましくない事として、以下の内容について、支障がないものに☒をお願いします。

- ☐ 施設・法人広報誌への写真等の掲載
- ☐ 事業所内での写真やお名前等の掲示

☆大台共生園通所介護で利用する個人情報の利用目的は、以下の通りです。

1. 法人内部での利用

- ・事業所が提供する介護の記録（本人情報）
- ・ご利用者の介護サービス向上（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・ご利用者とのコミュニケーション（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・緊急時の連絡（身元引受人情報・家族等情報）
- ・事業所の介護サービス向上のための検討会、内部研修
（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・介護事故等の報告（本人情報）
- ・介護保険事務（本人情報）
- ・サービス利用の管理（本人情報）
- ・会計、経理（本人情報）
- ・法人内部監査機関への情報提供（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）

2. 法人外への情報提供としての利用

- ・委託給食業者に対する給食を作るために必要な情報の提供（本人情報）
- ・主治医、協力病院に利用者の生活、医療に関する意見・助言を求める場合の情報提供（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・他の介護保険事業所及び、介護サービス機関との連携（本人情報・身元引受人情報）
- ・病院、診療所、薬局において、緊急時に必要な医療を受けられる援助（本人情報）
- ・診察、入院する医療機関からの照会への回答（本人情報・身元引受人情報）
- ・利用者の緊急受診時の保険証提示代行（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・国保連合会へのレセプトの提出（本人情報）
- ・国保連合会又は保険者からの照会への回答
（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）
- ・保険者、県への介護事故等の報告（本人情報・身元引受人情報）
- ・顧問弁護士、保険会社に対する相談、届出等
（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）

3. 介護保険事務等に関する利用

- ・外部監査機関への情報提供（本人情報・身元引受人情報・家族等情報）

9. 健康上の理由による中止

- (1) 風邪、病気（感染症等）の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

10. 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) サービス提供中にご利用者の様態が急変する等の緊急事態があった場合、あるいは事故等が発生した場合には、事前の打ち合わせにより、ご家族、主治医、嘱託医師、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

*緊急連絡先

主治医氏名	
主治医連絡先	
ご家族氏名	続柄
ご家族連絡先	

- (2) ご利用者に様態の変化等があり、主治医からの指示が得られない場合、もしくは医療上の治療、処置、検査等が必要な場合は、嘱託医に連絡し必要な処置を講じます。
- (3) ご利用者に様態の変化があり、入院を必要とする状態に陥った場合は、主治医からの指示、もしくは嘱託医の指示を得て、必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。

病院名	
電話番号	
住所	
担当医師氏名	

- (4) 事故発生の場合には、ご利用者の介護保険を管轄する市町村へも速やかに連絡をいたします。また事故発生の原因を探り、解決方法を検討した上でご家族、担当ケアマネージャーに報告いたします。

1 1. 非常災害対策

事業所は非常災害に備え、消防計画に基づき以下の備えをしています。

- ① 防災訓練…総合訓練を年間二回以上。
部分訓練を必要に応じ行う。(年間四回程度)
- ② 防火設備…火災報知器
緊急通報設備
屋内消火栓
消火器
スプリンクラー設備
- ③ 非常食 …三日分を常備
- ④ 管理体制…防火管理者：深谷 和彦

1 2. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当事業所の通所介護に関するご相談、苦情を賜ります。

- ・窓口担当者 小野 裕之 電話：0598-84-6521
- ・管理者 水本 貴之

(2) 第三者による苦情窓口を以下のように設定しています。

- 担当者
- ・松田 正司 多気郡大台町栃原 1546-1 電話：0598-38-3470
- ・小野 良子 度会郡大紀町崎 1362 電話：0598-74-1844

(3) その他

*当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

大台町健康ほけん課 介護保険担当	所在地：〒519-2404 多気郡大台町佐原 7 5 0 電話：0598-82-3785
大紀町健康福祉課 介護保険担当	所在地：〒519-2703 度会郡大紀町滝原 1 6 1 0-1 電話：0598-86-2211
多気町健康福祉課 介護保険担当	所在地：〒519-2181 多気郡多気町相可 1 6 0 0 電話：0598-38-1114
度会町福祉課 介護保険担当	所在地：〒516-2195 度会郡度会町棚橋 1 2 1 5-2 電話：0596-62-2413
玉城町生活福祉課 介護保険担当	所在地：〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 1 1 4-2 電話：0596-58-8200
松阪市介護保険課 介護保険担当	所在地：〒515-0073 三重県松阪市殿町 1 3 4 0-1 電話：0598-53-4091
国民健康保険団体連合会	所在地：〒514-0004 津市栄 3 丁目 1 4 3-1 電話：059-213-6500

三重県社会福祉協議会	所在地：〒514-8552 津市桜橋2-131 電話：059-227-5145

13. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人キングスガーデン三重
代表者役職・氏名	理事長 堀内 幸子
所在地・電話番号	多気郡大台町千代997 0598-84-6521

定款の目的に定めた事業

1. 特別養護老人ホーム
2. 老人デイサービス事業
3. 老人短期入所事業
4. 老人居宅介護等事業
5. 老人介護支援センターの設置運営
6. 身体障害者デイサービス事業の受託経営
7. 身体障害者短期入所事業
8. 居宅介護支援事業

施設・拠点等

特別養護老人ホーム	2ヶ所
通所介護事業所	1ヵ所
短期入所生活介護事業所	3ヵ所
居宅介護支援事業所	2ヵ所
在宅介護支援センター	2ヵ所
身体障害者デイサービス	1ヶ所
身体障害者短期入所事業所	1ヶ所

2025年 1月 29日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	
所在地	多気郡大台町千代997
名称	社会福祉法人 キングスガーデン三重 大台共生園通所介護事業所
代表者	堀内 幸子 印
説明者	水本 貴之 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護及び介護予防通所介護についての重要事項の説明を受けました。同意事項や選択サービスについて、記入の通り同意します。

利用者	住所 氏名	印
(代理人)	住所 氏名	印

※ 本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となる。